



## 法廷で伝えた、明日を生きるための声

2026年1月8日、名古屋地方裁判所にて「明日を生きるための若者気候訴訟」の第5回口頭弁論期日が開かれました。本訴訟は、17人の若者が原告となり、大手電力会社10社（JERA、東北電力、電源開発、関西電力、神戸製鋼所、九州電力、中国電力、北陸電力、北海道電力、四国電力は、化石燃料で火力発電を行い、わずか10社で日本全体のCO<sub>2</sub>の約3割を排出）を被告として、気温上昇を1.5°C未満とする国際的に合意された目標に整合する排出削減を求めている民事訴訟です。

今回の期日で原告は、昨年出された国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見をもとに、国家が、慣習国際法上に基づき「気候系への重大な危害を防止する義務」（重大危害防止義務）を負うこと、「水平効果」により民間企業もこの義務を負うことを主張し、企業が人権を守るために排出削減を行うことは法的義務であると論理を展開しました。また、近年の猛暑が予測を上回るスピードで進行し、国内の若者の身体的・精神的健康に深刻な影響を与えている実態を、科学的データと共に示しました。

原告席に立った若者たちは、「気候不安」に押しつぶされそうな心情を語りながらも、「私たちの声は決して小さなものではない」とし

て、企業が一人ひとりの権利を蔑ろにするのであれば司法が権利を保護する役割を果たしてほしいと、力強く、そして切実に訴えました。当日は若者たちを応援する多くの人々が駆けつけ、今回も傍聴席は満席となりました。法廷を埋め尽くした傍聴者の真剣なまなざしは、この訴訟が単なる法律論争を超えて、気候変動の被害を食い止め、「明日を生きるための」原告と支援してくださる方々との真摯な連帯を裁判所にも伝えていました。未来への希望を司法に託す、その最前線の動きをお伝えします。



第5回期日の法廷に向かう原告たち

### 今回のニュースレター 目次

国際規範と科学が解き明かす「企業の責任」	P.2
原告からの第5回期日報告	P.3
お知らせ	P.4
コラム「誰もいない被告席」	P.4
イベント案内	P.4

### 第6回期日は 2026年4月20日（月）14:30

若者気候訴訟の第6回口頭弁論期日は、2026年4月20日（月）14:30から、名古屋地方裁判所にて開かれます。裁判はどなたでも傍聴することができます。期日の終了後は、裁判所近くの会場にて報告会も開催します。ぜひ傍聴席から応援をお願いします！（詳細は4ページ）

第5回期日の法廷では、被告電力各社が主張する「企業は、CO<sub>2</sub>排出を削減する法的義務を負わない」という反論に対し、原告側が国際法と科学的知見の両面から再反論を行いました。

## 1. 国際司法裁判所 (ICJ) が認めた「気候系を保護する義務」

第5回期日での原告側弁護団の意見陳述の柱は、国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見でした。ICJは、勧告的意見の中で「気候系を保護する義務」は全ての国家に対する「エルガ・オムネス (対世的) な義務」であると判示しました。

原告側は、この国家の義務には民間企業の活動を規制する措置も含まれており、日本においても人権尊重の観点から、企業が1.5℃目標に整合するCO<sub>2</sub>排出削減 (2019年比で、2030年までに48%以上、2035年までに65%以上) を行う注意義務を負うと主張しました。勧告的意見による「現在の基準は……拘束力のない規範からも生じうる」という指摘は、企業の社会的責任を法的に定義し直す非常に重要なポイントです。

## 2. 予測を上回る温暖化と「気候不安」を含む健康被害の深刻さ

近年は、気候変動による健康被害の報告が増えています。注目すべきは、気候変動がもたらす「不可逆的な健康被害」です。名古屋市の年間猛暑日数は、2020年時点の「世紀末までの予測」をすでに超えるペースで増加しています。

気候変動による高温化は、熱中症だけでなく、その前段階である「熱疲労」による循環不全が、循環器や呼吸器に持病を持つ人々の死亡リスクの高まりをもたらしています。また、夜間の気温上昇による睡眠サイクルの乱れが、肥満や糖尿病などの発症・悪化、さらには精神障害の発症リスクに直結していることを示しました。さらに、今回の意見陳述では、「精神的健康」への影響についても強調しました。日本在住者の7割以上が感じているとされる「気候不安」は、単なる個人の悩みではなく、気候変動によって人権が侵害されている結果として多くの人々が被る精神的苦痛なのです。

## 3. 「生きていることを祝福できる社会を」

第5回期日の法廷では、川崎彩子さんと山本大貴さんが原告としての意見を裁判官に伝えました。北海道出身の川崎さんは、冷房設備のない実家で室温が30℃を超えるようになり、エアコンを設置し数十万円の費用がかかった経験

を挙げ、まだ冷房設備が設置されていない住宅や施設もあることを指摘し、気候危機が家計や命に直結している現実を訴えました。「深刻化していく気候危機に四六時中向き合わなければならないことはとても苦痛で、これが気候不安という被害なのだと思います」、「生きていることを祝福できる社会がほしいだけです」という切実な言葉からは、気候変動が原告たち若者世代の人生を根本から揺るがしていることをあらためて感じました。

また、台風による被災地での災害ボランティアに従事した山本さんは、疲れ切った住民の方々の表情を見たり、スコップが動かないほどの粘り気を持つヘドロや、泥水を吸って想像を絶する重さになった量を運んだりした経験を「悲しくて、悔しくなるばかり」だったとして回想。「将来、家を建てても洪水で流されるかもしれない。次の世代に、外で走り回って遊ぶ楽しい夏休みを残すことができないかもしれない」、「未来に希望を持って生きること、どこかで躊躇する自分がいる」と、気候変動の被害を受ける若者世代のリアルな感覚を裁判官に伝えました。

## 4. 気候変動に対する人権の保護は、司法が果たすべき役割

被告らは「自社の排出量は世界全体から見ればわずかであり、被害との因果関係はない」、「裁判所が判断すべきことではない」と主張しています。しかし、被告らが排出した大量のCO<sub>2</sub>は大気中に蓄積されて気候系を破壊し、被害をもたらしており、被告らは気候変動の責任を免れるものではありません。行政や立法が十分な対策を講じていない現状において、市民の基本的人権を守る「最後の砦」として司法が介入することこそが三権分立の精神にかなうものです。第5回期日で原告は、気候変動を「遠い未来の話」ではなく、今ここにある「人権侵害」として裁判所に突きつけました。

次回の第6回期日は、4月20日に名古屋地方裁判所で開催されます。原告側の主張は深化してきています。これに対して、被告企業は削減義務を認めず、正面から応答することを避けることが続いています。報告会で原告が語った「私たちの声は決して小さなものではない」という確信を、目に見える形にするのは私たち市民の関心事です。法廷での傍聴や報告会への参加、SNSでの発信などを通じて、若者たちの声が日本の司法、そして企業や政府を動かす大きなうねりとなるよう、引き続きご支援ください。

背中を押してくれたのは  
映画撮影で追いかけた  
横須賀石炭訴訟の原告たち



原告

山本大貴さん

## 報告 0.1歩の前進を信じて 気候危機の問題を 伝え続ける

私は東京出身で、現在は神奈川県内の大学に通う学生です。2019年の秋、令和元年東日本台風や関連する大雨災害が私が住んでいた地域を襲い、多摩川の近くに住む友人宅では浸水被害があったり、ニュースでは各地の甚大な被害が報道されました。高校1年生だった私は、何かしなければという思いに駆られ、被害が大きかった栃木県まで父親と一緒に向かい、泥かきや水浸しになった家具を運び出すボランティアに参加しました。今振り返ると、これは気候危機への危機感が芽生えた大きな原体験の一つだったと思います。この時は、自然相手にあまりにも無力な自分に愕然とするだけでした。

翌年の2020年春、新型コロナの流行に伴う緊急事態宣言によって高校がしばらく休みになった時に、SDGsに関する学内のサークルに偶然出会い、オンラインでの活動に参加したことで、全く知らなかった世界中の社会問題の情報に触れることになりました。このままでは自分が大人になった時の地球環境が危機だと知り、頭を殴られたようなショックを感じたことをきっかけに、気候変動対策の強化を求める活動に参加し、6年ほどの試行錯誤を続けています。そして私にとって、より戦略的なキャンペーンを模索していくうちの 하나가、この気候訴訟です。

気候訴訟は、気候危機が一人ひとりの権利を脅かす問題であることを象徴的に伝えることができるツールです。直ちに訴えが認められるものでなくても、裁判所だけではなく、社会全体にもこうした問題提起をしていくことで、0.1歩でも前進させる力があるのではないかと考えています。

実は、若者気候訴訟が始まる少し前から、私は神奈川県

横須賀市での新たな石炭火力発電建設に対して訴訟を起こしていた住民の方々のもとを訪れ、映像の撮影を始めました。私が代表を務める「record 1.5」という団体で、石炭訴訟をテーマにしたドキュメンタリー映画を制作するためです。すでに発電所は稼働していましたが、声を上げていた方々の存在を伝えたいと思い、カメラを手に現場に足を運び始めていました。彼ら一人ひとりが生き生きとしながら、仲間たちと共に歩いていこうとしている姿を見ているうちに、私もまた、思いを受け継いでいきたいという気持ちが芽生えていたのだと思います。この若者気候訴訟の話があった時に、参加するかどうか最後まで迷いましたが、背中を押してくれたのは横須賀の方々の姿でした。

提訴から一年以上が経ち、ついに私にも回ってきた意見陳述。でも、いざ書こうと思うと、はじめは何を書いているかわかりませんでした。自分の本心とは何で、何が言いたいことで、でも何が求められていて...と考え始めるとぐるぐるしてしまっていました。同時進行していたドキュメンタリー映画の制作中に私が感じた「それでも生きていく」という感覚を土台にして、どうにか書き上げ、当日は手書きの原稿を読みながら話しました。

私の存在は、今も昔も、ずっとちっぽけなままです。それでも、韓国・ソウルに行って韓国若者気候訴訟の原告たちと交流したり、ドキュメンタリー映画を制作したり（本年公開予定）、法廷に立って意見を述べたりできるようになりました。それは、傍聴に来てくださる方々や、応援の気持ちを送ってくださる方々から、勇気をもらい続けてきたからです。私たちは孤独ではないということ、この訴訟を通じて共有できたら何よりだと思っています。

第5回期日報告会の録画や資料はウェブサイトからご覧ください。  
<https://youth4cj.jp/blog/2026/01/13/5th-court-date-news/>



第5回期日の報告会で参加者らと

## 傍聴席から応援をお願いします！

～第6回期日・報告会へご参加ください～

次の口頭弁論期日は、2026年4月20日（月）14時30分から、名古屋地方裁判所において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。裁判の傍聴に大勢の人が訪れることで、裁判官やメディアに対し、この訴訟が社会から注目されていることを伝えることができます。自らを取り巻く状況やその想いを伝える原告の姿を、傍聴席からぜひ応援してください。期日終了後は近くの会場で報告会も開催します。

### 【第6回口頭弁論期日】

日 時：2026年4月20日（月）

13:15～13:30頃 傍聴整理券配布（定員を超える場合は抽選）

13:45～ 入廷行動

14:30～ 第6回口頭弁論期日

※入廷行動は時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

内 容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述

場 所：名古屋地方裁判所

定 員：100名程度（満員の場合、抽選）

### 【報告会】

日 時：2026年4月20日（月）16:00頃～17:30頃

※時間を変更する場合があります。最新情報はウェブサイトをご覧ください。

場 所：桜華会館 松の間（名古屋市中区三の丸1-7-2）  
& Zoom オンライン配信

申込み：オンライン参加のみ、要事前申込み

申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



## 若者気候訴訟ホームページをご覧ください

若者気候訴訟のホームページには、期日や関連するイベントなどの最新情報を掲載しています。

ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>



## コラム

### 誰もいない被告席

若者気候訴訟は第1回期日から第5回期日まで毎回、裁判所の傍聴席は満席で、この訴訟への人々の関心の高さを示しています。一方、被告10社は、第2回期日から一度も出廷していません（2024年10月の第1回期日では被告弁護団が出廷）。裁判では口頭弁論期日へのオンライン参加が認められているため、被告の代理人たちは毎回、法定に設けられた画面に小さく映っているだけの状態です。

「一生懸命意見陳述をし、私たちの気持ちを伝えようとしているのに、直接聞いてもらうことができない。対話をしたくて裁判を始めたので、思いを届けたい」

「法廷に出てこないのは、企業としての誠実さに欠けているのではないか」

「気候変動問題に本気で向き合ってほしい」

原告たちは、法廷に現れない被告に対して以上のような思いを述べています。被告たちは原告の切実な声に、誠実に向き合うべきではないでしょうか。

## イベント案内

### アースデイ東京2026に 若者気候訴訟の原告が出演します (2026年4月18日・19日)

4月18日・19日に代々木公園で開催されるアースデイ東京のステージイベントに若者気候訴訟の原告が出演し、他の分野や地域で活動する若者らと対談する予定です（詳細は調整中）。内容や時間帯などの詳細は後日、アースデイ東京2026のウェブサイトなどに掲載される予定です。



アースデイ東京2026ウェブサイト

<https://www.earthday-tokyo.org/event/earthday2026>

また、アースデイ東京が開催される2日間、代々木公園に出展される気候ネットワークのブースにて、若者気候訴訟の紹介資料を展示・配布します（時間は両日とも10:00～18:00）。こちらも合わせて是非お越しください。